

事務所だより6月号

西田成希税理士事務所

〒659-0053
 芦屋市松浜町 6-14-2
 Tel : 090-7490-7396
 Fax : 0797-78-6488



入梅の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

大型連休、皆さんいかがお過ごしでしたか。私は、家で溜まっていた仕事と書類の片づけをしていました。運動不足に加えて、家でお酒を飲みましたので、過去最高の体重になってしまいました(T_T)。このままではヤバいので、空き時間に芦屋を探検してきました。

「行ったことのない方へ行こう」と思い、家から北へ向かいます。途中、豪邸を眺めて「さすが芦屋」と感心しながらさらに先へ。芦屋のすぐ北は六甲山系なので、阪急電鉄の線路を越えたあたりから、上り坂が急になってきます。結構しんどいです。そして民家が途切れたあたりから様相が一変。さっきまで街だったのに、あっという間に山です。空気が違います。家からここまで時間では40分弱です。さらに歩くと登山口があって、その先が『高座の滝』でした。聞いたことはあったので、いつか行ってみたいと思っていました。高座の滝の向こうは、ロックガーデンと言う岩場のよう



ぱっと見、原生林です。

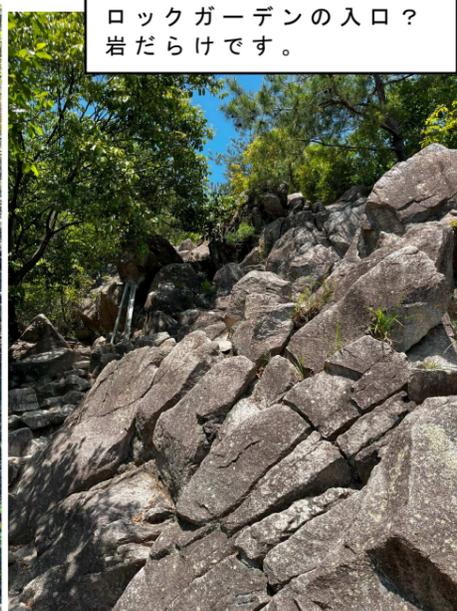


「こんなところを上がっていきます。」

高座の滝 / Koza Falls

この滝は、高さ約10mの夫婦滝で、昔は修業の場として有名でした。滝の300m上流にある「中ノ滝」付近の斜面から、鎌倉時代初期のもので推定される「土師貫灯明皿」や瓦葺の包含層のあることが報告されているなど、祭祀に関係する遺物の出土や立地条件から、霊場であったと思われる。滝の傍には、護摩堂があり、また、ロックガーデンの名を顕揚した藤木九三翁の浮彫像があります。

ロックガーデンの入口？岩だらけです。



登っていくのでしょうか。私はポロシャツに綿のパンツなので場違いな感じです。高座の滝までなら往復1時間30分くらいでした。案外近くて良かったです。そして、足腰も鍛えられます。運動不足解消にちょうどいいかも。ちなみに体重は…。探検から無事に帰ってきたことを祝してビールを飲んだのでナイショです(>_<)。

では、事務所だより6月号をお送りします

☆ お知らせ (2023年6月の税務)

期限	項目
6月12日	5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額(前年12月～当年5月分)の納付
6月15日	所得税の予定納税額の通知
6月30日	4月決算法人の確定申告 < 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税 >
	1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 < 消費税・地方消費税 >
	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 < 消費税・地方消費税 >
	10月決算法人の中間申告 < 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 > (半期分)
	消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告 < 消費税・地方消費税 >
	消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(2月決算法人は2ヶ月分) < 消費税・地方消費税 >
	個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)(6月、8月、10月及び1月中(均等割のみを課する場合にあっては6月中)において市町村の条例で定める日)
7月10日	6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付(年2回納付の特例適用者は1月から6月までの徴収分) → 10日が月曜日です。さらに年2回納付の特例を適用している場合、結構な金額になります。資金の準備を今からしておいてください。

☆ インボイス制度の復習

いよいよ10月1日からインボイス制度が始まります。取引先からのインボイスのアンケートもたくさん届いているようですし、すでに請求書などにインボイス番号が記載されているものもありますね。

さて、そのインボイス制度ですが、この事務所だよりでいろいろとお伝えしてきましたが、大切な部分を復習しておきます。

売上について気を付けることは「適格請求書」を発行することです。そして、それを保存してください（取引先からの請求で再交付しないといけない場合が出てきます）。

適格請求書への記載事項は次の通りです。今一度、適格請求書が発行できるようにご準備ください。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

消費税額の計算については、税率ごとに区分した本体価格の合計額に税率を乗じて計算し、そこで1円未満の端数について切り捨てるのが原則です（図の④に税率を乗じて計算します）。

さらに、細かいことをいえば、売値引や入金時の手数料相当額が控除された場合、などがありますが、こちらは令和5年の税制改正で1万円未満の値引き・手数料であれば、返還インボイスの交付が不要となりましたので、通常であれば、大丈夫だと思います。

仕入や経費については、多くの注意が必要になります。

仕入や経費については、7月号以降にて。

☆ 創業時の個人補償を扶養とする新しい信用保証制度

◆ スタートアップ創出促進保証制度

2022年6月7日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」を踏まえ、創業時の経営者保証を不要とする新しい信用保証制度として「スタートアップ創出促進保証制度」が2023年3月15日より開始されました。

これまで原則無担保無保証での融資は日本政策金融公庫の創業融資等がありましたが、起業を考えられている方の約8割が借金や個人保証を抱えることを懸念され、起業に踏み切れない阻害要因になっておりました。起業・創業の促進につながるよう新しい制度が始まります。

適格請求書

請求書 △△商事株式会社
登録番号 T012345...

11月分 131,200円 ① ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	③ 2,000円
...		
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

⑤

④ → * 軽減税率対象

- ① インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容（軽減対象資産にはその旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

※アンダーラインは、現行制度における請求書等の記載事項に追加される事項です。

◆ 最長3年以内の元本返済の据置期間も

本制度の保証対象者は創業を予定（これから2か月以内に法人を設立予定）の個人もしくは創業5年未満の法人になります。保証限度額は3,500万円で、運転資金および設備資金の両方に使えます。保証期間は10年以内となりますが、1年（条件を満たせば最長で3年）以内の元本返済の据置期間がありますので、資金が特に必要な創業期にある程度資金の心配をせずに事業に集中できます。

保証料率については、無担保無保証であるため、各信用保証協会所定の創業関連保証の保証料率に0.2%上乗せした保証料率となっています。

◆ 本制度の留意点

本制度を受けるためには、創業計画書（スタートアップ創出促進保証制度用）の提出が必要となります。保証申込の受付時点で税務申告1期末終了の創業者にあっては創業資金総額の10分の1以上の自己資金を有している必要があるので注意しましょう。

また、本制度の融資後には原則として会社を設立して3年目および5年目のタイミングで中小企業活性化協議会による「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」に基づいた確認および助言を受ける必要があります。

☆ カジノの勝ち分は一時所得

カジノを中心とした統合型リゾート施設（IR）の開設に向け、大阪府・市が提出した計画が国に認定されました。カジノ構想は、新型コロナの流行により実質上ストップしていましたが、感染状況がある程度落ち着いたことで再始動したかたちです。

ギャンブルで勝って得たお金は、原則として税法上の「一時所得」として所得税が課されます。一時所得は10種類ある所得のうちでも、労務や役務の対価として生じない、つまり運などによる偶発的な収入を指すもの。現在進んでいるカジノ構想でも「勝ち分」は一時所得として扱われる方針です。

ただし競馬などであれば原則として勝ち分の馬券代しか経費として差し引けないのに対し、カジノでは入場時と退場時のチップ枚数をトータルで差し引いて、その差のみを所得として扱うことになる見通しです。特別な扱いをする理由としては、勝敗の全てを把握するのが困難ということがあるようです。

競馬や競輪といったギャンブルの勝ち分が所得として課税されるといっても、実際には勝ち分を正直に確定申告する人はほとんどいないため、よほど高額な当選金でないかぎり当局が捕捉し切れていない現状があります。それだけに今回導入するカジノでは、マイナンバーなどを徹底的に活用して所得を漏れなく捕捉する構えです（もれなく捕捉してほしいです）。